

平成22年度第5回青森県公共事業再評価等審議委員会 議事録

青森県企画政策部企画調整課

日時 平成22年10月31日(日) 13:00~15:10
場所 青森国際ホテル 5階「芙蓉の間」
出席者 青森県公共事業再評価等審議委員会委員
委員長 小林 裕志 北里大学 名誉教授
委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授
委員 木立 力 青森公立大学 経営経済学部 教授
委員 齊藤サツ子 公募
委員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授
委員 中山 佳 五所川原商工会議所 青年部 副会長
委員 長谷川 明 八戸工業大学 工学部 教授
委員 藤田 均 青森大学大学院 環境科学研究科 教授
委員 松富 英夫 秋田大学 工学資源学部 教授
青森県
企画政策部 佐々木部長、関企画調整課長 ほか
農林水産部 鳴海次長、北林農村整備課長、新山漁港漁場整備課長
ほか
県土整備部 大澤理事、中田整備企画課長、加藤河川砂防課長 ほか

内容

1 開会

司会：定刻よりも若干早いのですが、委員の皆様お揃いになりましたので、ただ今から平成22年度第5回青森県公共事業再評価等審議委員会を開催させていただきます。

《会議成立報告》

司会：さて、本委員会の会議でございますが、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日、11名の委員のうち9名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立いたしますことをまずもってご報告させていただきます。

なお、本日、弘前大学の東委員、公立はこだて未来大学の長野委員におかれましては、ご都合によりご欠席ということになっております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、審議委員会設置要綱の規定に基づき

まして、小林委員長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

《審議の進め方》

小林委員長：皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議事次第が1から4までございますように、このような内容で進めさせていただきたいと思います。

本日で今年度最後ということで予定しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

この議事次第にありますように、まず1つ目に知事に対する意見書の取りまとめで、附帯意見をどうするかということについて意見交換をお願いしたいと思います。

2つ目は、事後評価の中身になるんですが、前回、担当課の方から遅れて説明しますということだった三沢市の海岸環境整備事業を説明していただいて、その事後評価の内容について意見交換すると。

そして3つ目として、それら全体を含めた事後評価の意見書の取りまとめについても、ここでまとめさせていただきたいと。

最後、4つ目としましては、来年度の対象事業について補足していただきたいところがありますので、それをさせていただきたいという形で、以上のような形で進めさせていただきたいと思います。

2 議 事

(1) 再評価に関する意見書の取りまとめについて

小林委員長：それでは、資料14という資料を見ていただきたいと思います。このフォーマットは、例年のとおり知事に対する意見書でございます。鑑がございまして、1枚めくっていただきますと、今年から意見書の1番下のところに青森県公共事業再評価等、「等」という言葉が入っています。これは、事後評価も本委員会の任務としてやっておりますよということも含めて「等」という言葉を入れたということです。

それで1枚めくっていただきますと、横に長いやつでございます。整理しましたとおり、本年度22年度は18事業について審議をいたしました。そこにありますように、18番まですべて県の出した対応方針案に同意するということですが、特記すべきなのは12番、これはこれから議論しますが、県が中止ということ、それを認めましたということ。それから、15番、ご案内のように青森のプレジャーボートの施設に絡んだ浮棧橋の話ですが、これも県が中止するということでも同意します。ということで18事業のうち2事業が中止という県の対応方針案が出てきて、それらすべて県の対応方針案どおりにしましたということでございます。

附帯意見をこれからご議論いただくために、別紙というものをこれから議論してもらうわけですが、その後は、委員の名簿とか議事審議経過という、こういうセットで11月中には長谷川委員長職務代理者とともに知事へ提出をしたいと思っております。

それで、附帯意見については前回の委員会で、委員長素案を作りまして委員の方々へ事前にお届けしますと、議論するために見ていただきますと話したんですが、その後、事務局といろいろ打ち合わせをしまして送るのを止めました。というのは、最初に別紙というやつで委員長素案というのを見ていただきたいんですが、これは、私の原稿でございますが、ちょっと読み上げます。

「青森県ダム建設の見直し基本方針及び当該事業に係る当委員会の平成 15 年度附帯意見を踏まえた、その後の調査・検討結果を勘案し、本事業の中止は妥当と考える」と。問題はこの後のただし書きなんですが、平成 15 年度に関わっていない委員の方もおられますので、ここをちょっと今日議論してからのほうが良いと、先に委員長素案を送ってしまわない方がいいと思ったので、本日、ここで意見交換をしたいと思っています。

ただし書きは、「ダム建設中止後の大和沢川の治水対策については、これまで治水安全度 1 / 40 で検討してきた経緯を踏まえ、引き続き詳細な調査・検討を行い、当委員会へ報告するとともに、地元への情報提供を適時・適切に行って、十分に理解を得ながら事業を進めること」という、こういう原稿は作ったんですが、これでよろしいかというために、今日、席上で配布させていただきましたが、平成 15 年度調書というものが置いてありますよね。それが、調書でございまして、表裏の調書、その次に委員会で議論した時の資料があるんですね。

最初の質問ですが、「代替案としてダムと河道改修というのがあるけども本案件はダム建設ではないのか」、「河道改修事業というのが別個に動いているのかどうか」、「そのへの絡みも含めて教えてほしい」という質問を当時の審議委員がされたんですが、それに対する担当課の回答として、2 行目、「大和沢川についてのみ、40 年に 1 回の規模の洪水被害を防ぐための各案の比較を行っています」と。あと、縷々細かいことがずっと書いてあるんですが。

その次のページ、その時の議事録をコピーしてもらったんですが、議事録に「次に元村委員からの、代替案として、・・・」という中にも、4 行目に「40 年に 1 回の規模の洪水を防ぐということで」というふうになっています。

それから、長谷川委員は当時からの委員だったんですが、長谷川委員からも「数値をちゃんと出してくれ」と、それに対する回答としては「40 年に 1 回発生する規模の洪水について、・・・」という書き方をしているわけです。

更にその後ろのページが具体的なその時の議事録でございます。こういう形でファイルとして残っているわけですが、こういうことも含めて 40 年に 1 回、40 年確率だというふうに当時から決めて河川砂防課がやっていたのではないかという指摘があったんですが、実はこの議事録とか、ただ今、さっと復習した資料から見ますと、必ずしも当時の河川砂防課は 40 年確率にするとということをやっていたわけではなくて、幾つかある案の中で検討してやっていたんですよというふうなことがこの資料に残っているんですね。だとすると、先ほどの私の書いた「これまで治水安全度 1 / 40 で検討してきた経緯を

踏まえ」という言い方、ここまで踏み込んだ言い方にしちゃうと、ちょっと言い過ぎかな、という感じがしないでもないんですね。

なので、ちょっと担当課の方にもう一度当時の復習も含めながら、その辺の40年確率と20年確率についてということで、簡単に各委員の前でもう一度おさらいして説明してもらいましょうということがありましたので、前回、お約束したとおりに事前の皆様にお送りするのを止めたという、そういうことでございます。

それでは、担当課の方から、「大和沢川の治水安全度1/40と1/20の河川整備計画上の位置づけについて」という資料を準備していただきましたので、このポイントをご説明いただけますか。どうぞ、河川砂防課。

河川砂防課：河川砂防課です。

大和沢川の治水安全度40分の1と20分の1の河川整備計画上の位置付けについてご説明したいと思います。

資料のうち、カラーコピーで横の参考資料1というものをまずご覧いただきたいと思えます。

ダムができるまでの流れというもので、これは国交省のダムのパンフレットからコピーしてきたものです。左側の方にダムの事業区分が書かれていまして、右側の方に建設工事に入るとどういふふうに進むのかというのが写真で分かるようになっている資料でございます。

大和沢川の事業区分、今、どの段階にあるかという話でございます。左側の図の予備調査の下、オレンジで建設事業と書いてありますが、その上の方に実施計画調査という段階があるわけですが、大和沢ダムはこの実施計画調査段階だということがまず1つです。実施計画調査というのは何かといいますと、ダム建設の可能性、妥当性を調査する段階で、この段階をクリアした次の段階が、実際建設工事が始まる建設段階という区分になっております。大和沢ダムにつきましては、平成5年に実施計画調査ダムとして採択されて、現在に至っているという経緯でございます。

次に参考資料2をご覧いただきたいと思えます。

これは、岩木川水系河川整備計画、指定区間弘前圏域ということで、河川の法定計画になります。大和沢ダムが先ほど申しましたとおり、実施計画調査段階であるということで、この資料の4ページですが、(4)で「大和沢川」とございまして、その2行目のところに赤線を引いております。「今後、経済性、環境への影響等を考慮した上で、大和沢ダムを含めた最適な整備手法について検討を進め、・・・」という表現になっております。

ということで、大和沢ダムは実施計画調査段階で検討を進めていた段階ということの位置付けになります。このために資料では3ページですが、ここは河川整備計画で河川整備の実施に関する事項を記入するページになるわけですが、河川工事の場所、真ん中に表がありますが、これで大和沢川が2.2km、平川合流点から中千年橋までの堤防整備、

河道掘削、護岸をやりますよということを明記しておりまして、大和沢ダムは位置付けられていなかったということでございます。

本来、これは建設段階に入れば、ここに大和沢ダムとダムの諸元がすべて記入されることになるんですが、この段階では検討を進めていた段階ですから記入はないということでございます。

それで、大和沢ダムの 40 分の 1 の安全度という話がどこで出てきたかということですが、これが先ほど委員長の方からありましたように、平成 15 年度の再評価審議委員会の説明の中で出てきた経緯がございます。これは、再評価の審議をするためには、どうしても計画内容の説明が必要であったということから、平成 15 年度当時の検討を進めていた安全度を説明したということであります。

したがって、この 40 分の 1 の安全度というのは、流域の方々の公聴会とか、学識経験者等で組織される流域委員会、関係市町村の意見聴取、さらに公告縦覧等を経て河川法上の手続きを進めるわけですが、それを経た河川整備計画に位置付けられた安全度ではございません。あくまでダムの実施計画調査段階での検討を進めていた安全度という位置付けになります。

次に 20 分の 1 の位置付けでございます。河川の計画というのは、上流からの流量が下流の流下能力より大きかったり、または支川の流量が本川の流下能力よりも大きかったりすれば、下流や本川で被害が生じてしまうということがございますので、上下流、支川のバランスを保つ必要が要請されています。

参考資料 3 をご覧ください。これは岩木川水系整備計画、大臣管理区間となっております。下流の国の区間の話になります。資料では 1 ページですが、整備目標が書かれています。1 番下の主要地点における河道の流量、配分流量というところをご覧ください。きたいんですが、五所川原地点で 2,500 トンということが明記されています。その時の支川の平川、右側の方へ行って上の方に上っていくんですが、1 番右上の端のところですが、1,100 トンと定められているということでございます。

参考資料 2、県の整備計画の方の 2 ページに戻っていただきたいんですが、これを見ていただくと分かるんですが、県の 1 番左側にある流量は 1,100 トン。まさに国の方の 1,100 トンと整合するように 1,100 トンに設定されています。この 1,100 トンというのは、国と整合させたものでございまして、安全度でいくと 20 分の 1 というものに相当します。豊平橋で 1,100 トンの時の大和沢川の流量というのは、ここに書いてありますが 320 トンという位置付けになります。

大和沢ダムはここに点線表示で書かれていますが、まさに検討中でありましたことから、これは点線表示になっているということです。

その下の 印のところに「大和沢川については、上流における洪水調節を考慮した流量です」という表示がありますが、これは、大和沢ダムは検討中だったわけですが、検討するにあたって、ダムによる洪水調節後の大和沢川の流量が河川改修で実施される 320

トンを超えないものであるという意味でございます。これによって、本支川の上下流バランスを取ることが要請されているということです。

以上の説明でございますが、岩木川の河川整備計画では、大和沢川の整備について、まずは改修を20分の1で実施することと大和沢ダムの検討を進めること、というのが定められていまして、20分の1の安全度というのは、大和沢川の河川改修の整備計画上の目標として位置付けられたものということでございます。

以上です。

小林委員長：ありがとうございます。

という担当課のご説明を受けた上で、先ほど、私が読み上げました委員長素案という文言をもう一度見てください。いかがですか？

特にただし書きのところですが、どうぞ、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ、岡田委員。

岡田委員：平成15年度の調書に戻っていただいて、この洪水調節のところ、ダム地点の高水流量140トンと次の40トンの洪水調節、これとの関係で今のことをもう少し分かりやすく説明いただきたいと思います。

小林委員長：なるほどね。どうぞ。

河川砂防課：参考資料2の2ページをご覧ください。ここに大和沢川の流量として320トンというのが書いてあります。これは平川への合流地点での流量ということの表示になるわけですが、ここには表示ございませんが、ダムの上流、ダム地点、ここで40分の1の雨が降ると140トンがきますよ、という意味でございます。

岡田委員：そのうち40トンを調整するというのはどういう意味ですか？

河川砂防課：140トン、ダムに入ってきたものを40トン、ダムで貯留するという意味です。100トンしか流さない。

岡田委員：それと320トンとの関係は？

河川砂防課：失礼しました。間違いました。320トンというのは、20分の1で大和沢川が平川に合流する流量です。

それから、370トンというのは、40分の1で大和沢川が平川に合流する流量です。

140トンというのは、40分の1でダム地点に流れ込む流量で、そのうち40トンをカットして100トン流すことによって、大和沢合流点で370トン来るものが320トンになって、20分の1の河道の流下能力の範囲内に収まるよ、ということでございます。

長谷川委員：ちょっとよく分からないから引き続きいいですか。そうすると、上流のダムを建設することによって洪水調節を行うという40トン、その直下では40分の1の確率でこの洪水調節をしようとしたということではないんですか？

河川砂防課：そうです、40分の1ですね。

長谷川委員：そして、下流の320トンは20分の1だというふうに、今、お話になっているんでしょうか？

河川砂防課：すみません。もう1回整理させて言わせていただきます。

20分の1だと平川合流点で320トンになります。40分の1だと平川合流点で370トン。40分の1のダム地点が140トンです。ダムで40トンカットしたことによって、40分の1の370トンが320トンまで軽減するということです。

岡田委員：ダムは必要だと言ってるんですね。

小林委員長：そういうことを言ってるんですね。

松富委員：ちょっと数値のチェックですが、ということは、ダム地点での20分の1は100トンと考えていいわけですね。

河川砂防課：そこはちょっと計算していないので分かりません。

松富委員：と言いますのは、もし、ダムが無いとすると100トンくると。

河川砂防課：多分、そのぐらいだと思います。

松富委員：ダムサイトでは20分の1は100トンと。ならば数値はすべて整合しています。

小林委員長：さっき岡田委員がちょっとつぶやいたように、要するに平成15年度の時点では、担当課の方ではやっぱりダムの必要性を言うために、今のような計算をして20分の1だと320トン、40分の1だと370トン捌けるという話を出してきているんですよ。その資料です、これはね。

どうぞ、藤田委員。

藤田委員：私は平成15年度の時は委員じゃないので、そのへんをちょっと伺いたいんですが、ということはこの公共事業の再評価の時は、整備計画に定まっていない事業について評価したというふうになるんでしょうか？

その平成15年度当時は、整備計画には位置付けられていないような事業に対して予算をつけ、またそれをいいかどうかという判断をするようにしたのかというのが凄く疑問に思えるんですが。

河川砂防課：整備計画は平成19年に策定、表紙に書いてありますが、平成15年度当時は、整備計画というのはまだなかったわけです。それで作られていなかったものですから、実施計画調査ということで検討していた段階だったわけです。今もまだ実施計画調査段階なものですから、今の整備計画には「検討を進め、・・・」という表現になっているということです。

岡田委員：そうすると、40分の1じゃなく20分の1でいいという、今、提案されていることは、全く後付の話ですよ。平成15年度当時は確かに40分の1で我々に説明したし、地元にもそうしたんですよ。それがないとやはり洪水調節というのはできないというふう間違いなく言っています。このメモに残っているかどうか別にして。その後、この平成19年に整備計画が出来て、その段階でまだ実施計画でもないし、平川全体で20分の1で収めるんだから、だからこれでいいじゃないかという話を今時点にこういうふうもってきて理由付けをしているんだけど。平成15年度の時はそれは理由でも何でもなし、根拠にすべき資料ではないと思います。

松富委員：質問ですが、河川整備計画という名前でのもの、今後 30 年程度、先にしているものは平成 19 年からかもしれませんが、それに相当するものは以前はあったのか？なかったのか？そういう質問です。ただ、呼び名が違って、同じようなものがあったと、それにしたがってある程度調査をやっていたんだと、そのあたりはどうなんでしょうか？

河川砂防課：河川整備計画とかに相当するものとしては、工事実施基本計画というものが当時あって、その中で実施計画調査をやっていたということでございます。工事実施基本計画というのは、大和沢川にあったわけではなくて、岩木川水系全部の計画でございます。

長谷川委員：公共事業の今回の再評価調書の中でも、事業目的の洪水調節の中に「ダム地点の計画高水流量 140 トンのうち、40 トンの洪水調節を行い、・・・」と書かれていますね。これは、確率にすれば 40 分の 1 の洪水調節を行いという文に変えても同じことですか？それとも違うことですか？

河川砂防課：同じです。

小林委員長：だから、当時もそれから今も、このダムを造るといふか、さっき、色刷りのやつで横に書いたやつの 1 番最初の予備調査という段階の実施計画の段階では 40 分の 1 で、40 年確率でいろいろ検討してきたという経緯は紛れもない事実ですよ。それはこの記録にも残っているし、それから、出席されて意見交換した委員がそう言っているんだからその通りなんだけど、私としては、そう言うけども、後で水系全体として整合性を取るために、ほかの支流の方が全部 20 分の 1 をやっているから、それにどうしても合わせたような形でもっていかないといけませんよね、という、そういうプライオリティの問題とかいろいろあるから、そういうふうに合わせてたいという気持ちはあるんでしょうけども。

もう一度、私の書いたこの素案、附帯意見だけど、「これまで治水安全度 1 / 40 で検討してきた経緯を踏まえ」というこの表現は正しいんじゃないかと、妥当な表現じゃないかと、あまり自分で言ってもなんだけど、委員の方々、いかがですか？どうぞ、松富委員。

松富委員：その後、岩木川水系の基本計画だとか、大臣区間のところを読ませていただきました。

私が今、本当に確認したいのは、40 分の 1 というのが本当にオーソライズされたものなのかどうなのか。ただ、住民の方にはもう流れている。そういう意味では、オーソライズされていなくてもある程度対応しないといけないというふうには思っております。それで、勉強した結果、40 分の 1 というのが出てくるのは、この平成 15 年度の時にはこの委員会を出ているみたいですが、この整備計画、国交省が作ったものでは、はっきりしたものは出ていなくて、今日の資料にもありますが、1 番下の方に備考欄みたいな感じで、五所川原において 40 分の 1 程度に相当する洪水を整備水準にしているとそういう

書き方をされているわけですね。40分の1はそれだけなんですね。

今度、県の方の整備計画を見ると、やはり40分の1というのは一切出ていないわけですね。そういう意味では、オーソライズされていないのかなというふうに個人的には思っております。ただ、もう住民の方も知っているし、委員会でも40分の1と言っているんですから、ある程度の対応は、県はしなければいけないんじゃないかなと思っております。

小林委員長：松富委員としては、「これまで治水安全度1/40で検討してきた経緯を踏まえ」ぐらいのこういう表現は附帯意見に書いてもいいと。

松富委員：当然、こういう委員会でも言っていますし、住民の方に説明しているならば、オーソライズされていないものであってもある程度、責任はあるのではないかと個人的にはそう思います。

小林委員長：ほかの委員、いかがですか？はい、どうぞ。

長谷川委員：今、お話いただいたように、この事業の事業目的は洪水調節ともう1つが既得用水の安定化及び河川環境の保全という2つの目的で事業を進めようとしたわけですね。そのうち、2つ目のことについては要件が満たされたので、今回中止ということは妥当だというふうになったものの、洪水調節というふうな役割については、引き続き重要だというのがこの委員会の総意じゃないかと私は思うんですけども、そこに書かれている文章は、今のご説明によれば、その治水安全度40分の1の洪水調節を行い、大和沢川沿川住民の生命・財産を洪水被害から守るというふうに書かれているわけですから、これは引き続き生きていった方が、やはりこの委員会としての意見としては妥当だというふうに思いますけども。その意味で、今、委員長の素案というものが妥当だというふうに思いますが。

岡田委員：とにかく、何というか、後付けのような理由でやるというのは、私は相応しいとは思いませんね。この平成15年度の調査の必要性のところをみてください。最初の黒ポツの最後のフレーズ、「ダムを完成させ、計画規模の40分の1まで安全度をあげる必要がある」というふうに明言しているんですよ。それを平成19年の、先ほど述べられた河川整備計画でそうになっていないから、こんなことを言っていないとかね。実施計画というのと、その予備のと、だけども、実施という大きな枠組みに入っているじゃないですか。どうしてそういう提案をするのか、それ自体が私は大変不思議です。

松富委員：逆に言えば、最終的には40分の1じゃないですよ、もっと高く。これはあくまでも30年で、本来ならもっと高い治水安全度でやっていかないといけないですよ。これはまだ途中の段階ですよ。

小林委員長：それでは、今日改めてご判断いただきたいと思うんですが、先ほど読み上げました委員長素案、特にこのただし書きのところ「治水安全度1/40で検討してきた経緯を踏まえ、引き続き詳細な調査・検討を行い、当委員会へ報告するとともに、地域、地元への情報提供を適時・適切に行って、十分に理解を得ながら事業を進めること」

ということによろしいですか。

それでは、これをもって11月の知事への意見書の附帯意見の文章にしたいということでございます。

それでは、大和沢については附帯意見を付けますけど、18事業全部を対応方針案どおり、中止2つを含めて本委員会としては認めたということで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

(2) 平成22年度事後評価結果に係る説明及び審議について

《田園空間整備事業/島守盆地》

小林委員長：続きまして、事後評価の話でございます。

資料15番をお開きいただきたいと思いますが、それを1枚めくっていただきますと、平成17年度完了で今年事後評価したのが4事業あります。その中の一覧表、下に1ページと書いてあるやつですけど、八戸市の島守盆地の田園空間整備事業からはじまって、青森市の道路改築事業までの中で、2番目の三沢市の海岸環境整備事業というのが、担当の方から説明をまだ受けていませんので、その説明を聞いた上で、知事に出す本委員会での意見というもの、1番右端にずっと書いてありますが、それを聞いた上で、そこを意見交換してまとめたいと思いますので、それでは、担当の方、どうぞお願いします。

ごめんなさい。間違えました。

1番の八戸市の島守盆地については、こここのところに書いてあるような意見であったんですが、前回の委員会の席上で、この田園空間整備事業では地元博物館運営協議会というものを作ったと、非常に特殊なやり方をしたので、その経緯を残しておくべきであるというふうな意見が出ましたよね。それで、その部分について補足をしてもらいましょう。どうぞ。

農村整備課：農村整備課の須郷と申します。よろしくお願いいいたします。

右上に差替と書かれています調書をご覧くださいと思います。その調書の最後のページの特記事項の欄に「島守田園空間博物館運営協議会の設立までの経緯については別紙のとおり」と追記し、別紙を添付しております。

別紙をご覧くださいと思いますが、運営協議会の設立までの経緯とその成果について取りまとめましたのでご説明申し上げます。

最初に運営協議会設立の経緯についてでございますが、現状把握と地域資源の掘り起こしのため、島守地区の代表者からなる専門委員5名と学識経験者などの外部の人からなる審議委員11名による田園空間博物館整備地方委員会を設立いたしました。

委員会では、各委員の指導・助言を踏まえて、具体的な基本計画を策定することとされています。

村と県は、地域住民の参加を促すため、地元説明会を開催し、事業の周知徹底を図ってまいりました。地域住民に地域の素晴らしさを再認識してもらい、地域資源を事業展

開に生かしていくため、八戸市南郷区 1,842 戸の全戸を対象にアンケート調査を実施いたしました。63.7%の 1,173 戸から回収され、地域資源について地域住民の意見を集約しております。

地域に残したいものとして、神社仏閣、伝統芸能、水車、萱葺きの民家などの意見が出されました。この意見については整備内容に十分生かされております。

また、地域の歴史・文化、景観、産業といった地域資源の調査について、地域住民が参加したワークショップを開催しております。ワークショップの主な内容でございますが、地域資源の掘り起こしと地域資源を子孫に残すための提案づくりなどをテーマに検討いたしました。

次に田園空間博物館基本計画の検討及び承認についてでございますが、施設整備に係る現地調査とワークショップやアンケートを通じて集約された地域資源の評価をもとに、この段階では 2 回の地方委員会を検討した結果、施設整備計画や管理運営計画を盛り込んだ基本計画が承認されております。

続いて、運営協議会の設立でございますが、2 度の設立準備会を経て、ワークショップなどの活動を通して地域住民の連帯意識が高まるとともに、地域住民の手で地域を盛り上げていこうという機運が感じられるようになり、博物館の維持管理や運営を担う地元住民組織として、島守田園空間博物館運営協議会が平成 12 年 5 月に発足いたしました。

次にこれらの取り組みにおける成果でございますが、ワークショップ、アンケート調査、地方委員会などの活動を通して、地域の人達の意識が変化してまいりました。地域住民の手で地域を盛り上げていこうという機運が醸成し、具体的な施設の実施設設計の検討などに地域住民が積極的に参加するようになりました。さらには、部会活動の取り組みが地域住民により主体的に行われるようになりました。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

ただ今のように、調書の 1 番最後ですね。特記事項というところに別紙のとおりというのを書いて、そしてその別紙というのは、ただ今読み上げていただいたものと、いうふうな形に差し替えたいと、それをファイルにして事後評価として残したいということでございます。

そうすると、もう一度、4 事業をまとめた一覧表がありますが、その 1 番右端に、本委員会の意見というところに、「県の評価結果については概ね異論がない。ただし、本事業により整備した田園空間が、地域の生活環境や文化活動の向上、地域の活性化のため将来にわたり有効活用されるよう、地元の島守田園空間博物館運営協議会がより一層、主体的、積極的に管理運営することを期待する。また、県においてもそのための適切な指導助言をしっかりと行っていくこと」という、こういう私共の意見が生きてくる資料がここに挟み込まれるという形になると思うんですが。そんな形で差し替えて、これを意見書に出していきたいと。

はい、どうぞ。

岡田委員：それを付けていただいた別紙なんですけど、ワークショップの地域住民の参加人数を見てください。1回目、2回目、3回目、いずれもこれは30名ですね。それと、協議会が代表者ばかりですよ。あまり相応しい協議会だと思わないし、この準備会も本当だったのかなって。これを付けることで、かえってそういう情報を提供していますよね、本当の話。ここで我々が認めて、これで結構ですよという、そういう資料としては、あまり相応しいとは思わないということなんです。

小林委員長：岡田委員のご指摘なんですけど、いかがですか。「管理運営することを期待するものである。また、県においても、適切な指導助言をしっかりと行っていくこと」という意見に、その意見に相応しくない追加資料なんか出すことないってということかな。そうなのね。という岡田委員のご発言ですが、いかがですか？ほかの委員の方々。

長谷川委員：長い目で見て、やってらっしゃるということと、それからこうやって地域の代表者に限定されているかもしれませんが、まずは動き出していて、だからこそ、私共の事後評価のところに意見として書かせていただいている内容が、それを反映していただければより一層、主体的、積極的に運営されるということを期待するという言葉と結びつくようにも思いますけど。その意味でこの資料は付けられた方がいいんじゃないでしょうか。

小林委員長：どうでしょうか、松富委員。

松富委員：難しいところですね。

小林委員長：実際、今、整理してもらった資料、添付資料があるんだから、上手な言い回しで、「もっとたくさんの方が参加するように動くということもすべきである」みたいな文言を入れませんか、この意見の中に。

岡田委員：この別紙は、これらの取組における成果が言いたくてこれを付けているわけですよ。参加するようになった、主体的に行われるようになったという、そのための資料ですよ。意義付けとしては。だけど、この委員会はそうは思っていないんですから。

藤田委員：青いファイルの別紙の3ページのところでアンケート結果が出ているんですが、その問12の施設の認知度のところですね、3番、6番、7番、8番、9番、10番が全部認知度5割以下ってないですよ。それで、特に私、ホタル水路なんていうのは、皆さんが協力しないと上手くいかないんだろうと思うんですけども、それすら殆ど5割以下ですね。これは4割ぐらいの人しか知らなくて、6割がそういうことを知らないということで、何かこういう現状を踏まえて岡田先生が言われるように、今後、そういう認知度を高めるとか、皆さんが協力するようなことをやってください、というようなことが必要と思うんですが。

農村整備課：すいません、申し訳ないんですが、ちょっとよろしいでしょうか。

前回は施設の認知度、利用率、利用頻度が低いというのを示されたわけですが、運営

協議会と八戸市、県が4月末に現地調査を行って、5月にあらゆるすべての施設に対する改善計画というものを作成いたしました。その改善計画の中で今、大久保小公園とか、平ノ下河原農村公園、島守館農園というのが非常に低い施設になっているわけですが、各々に対して改善計画を作成いたしております。それを順次実行しております。

具体的に申しますと、大久保小公園においては、今までなかった案内板だとか、果樹に対するプレートを設置するとか、あとは定期的に巡回して清掃を行っているということになります。

平ノ下河原農村公園においては、勿論、案内板の設置、花壇の清掃をやっておりますが、地域の人達に積極的に働き掛けをして、小学生の野外学習会や地域住民の野外親睦会、それからゲートボール大会など、盛んに今、行われている状態です。

さらに、館農園については、条件の悪い区画については野菜や山菜を栽培し、これらの収穫体験を行うようにしています。貸し出しが37区画なんですが、これは全区画、もう貸し出しを終了して八戸市内の方などが農業体験をしております。

以上です。

小林委員長：今のお話は今年の話ね。

農村整備課：そうです。

小林委員長：そしたら、なおさらのこと、そういうのをどこかに記録しておいたらいいんじゃないですか。

あのね、アンケートとか何かやっとな、やりましたよね。やった結果、初期の目的に対してはかなり低かったということが分かったので、さらに県の指導と地元の積極的なやり方で改善した結果、今年あたりからそれについても良くなっていったというふうな、そういう流れは、どうですかね、農村整備課長。

農村整備課：それでは、今、須郷マネージャーから申しあげました具体的に改善のためのいろいろとやってきているものもございまして、それを今日、この別紙がございまして、特にこの2の「これらの取組における成果」というところ、(1)(2)ございまして、今日、お配りした運営協議会設立までの経緯とその成果についてですね、こちらの2の「これらの取組における成果」に付け加える形で、つまり、今年度行った改善点を付け加えさせていただくということで、具体的に対応させていただきたいと思うのですが。

小林委員長：そうしましょう。そういうことをやってもらうということで。

岡田委員：対応としてはそれでも結構なんですが、この委員会をきちんと第三者的な位置付けで、大変厳しい目だということをしっかりと確認して欲しいと思いますね。この資料の出し方は大変まずいと私は思います。14億の金を使って、地域の住民が全然利用しないというものを造って、そしてその後の管理も含めて14億円ですよ。今、国も含めて1億の金を出すというのは大変な事態になっているのに、そういう時にこういう、あまり言い過ぎると叱られちゃいますけども、私は基本的にまずいと思います。

この委員会が果たすべき役割と、そこへの姿勢というものをきちんと持ってもらいたい。そういう意味では、今回、ちょっと安易な資料を出したということを言わざるを得ないと思います。

小林委員長：私は逆に安易な資料じゃなくて、事実を出したなというふうに思って、そしてこの事実を自己点検もして、そしてさらに現地に対して指導が入ったというふうな、そういう書き方で資料を作っておくと、事後評価の意味になるんじゃないかと思いますね。

岡田委員：そうであれば、どういう指導をして、こういうことをやりましたという中身がないと駄目なんですよ。やりました、やりましたは、今の時代、通用しないと思います。

小林委員長：なるほど。具体的にこれこれこういうことをテコ入れしたということも出せというご意見でございます。この1番の島守盆地につきまして、もう1つの考え方としては、こういう考え方もあるんだよね、1番右端の委員会の意見の中に今のことを入れると。入れますか？

岡田委員：いやいや、委員会意見はこれでいいと思います。

小林委員長：いや、正直にそういうことが出たので、委員会としてはこういう事業の根本的なことについての意見を入れると。事後評価の目的というのは、同じような種類のうんぬんかんぬんで、今後の税金の使い方のために担当課の方でファイルしておくためのものですからね。再評価とはちょっと意味が違うわけですよ。そういう意味では、あまり出来合いでやるよりも、でもどっちがいいのかな？ここでいろいろ意見があって、それでもう1回修正を担当課の方をお願いをして直してもらったものをファイルしておいた方がいいのかしら。そのへん、どうですか？この委員会の立場というか、やり方としては。

岡田委員：私の考えは、当初の事後評価の調書で結構だし、この委員会のこの委員会意見で尽くしていると思います。中身をさらに、県がその姿勢があれば、翌年度、実はそういう意見がありましたので、こういうことをやっていますということはこの委員会にその他の議事事項として出していただいて、それも公表するというにしていなければいいです。

小林委員長：そうすると、岡田委員の意見としては、この別紙のやつはあえて出さなくていいんじゃないかと。なるほど。武山委員、どうですか？特記事項というところに書いてもいいんだよね。

武山委員：折角出していただいたものですから付けておいて構わないかなと思いますけども、委員会の意見としては岡田先生のような意見、これを変えずにおいて、今日説明いただいたことを含めて、その成果も含めて、来年度にどの段階かで報告をいただくというようなことでもいいのかなと。この委員会意見はそんな大きく改める必要もないのかなと思います。

小林委員長：事後評価の最後の結びの言葉としては、全部そう書いてあるんだけど、更なる事後評価はしなくていいという結論ですよ。だから、これで終わりになっちゃう。そこでちょっと、釘を刺しておくというためには、「また、県においてもそのための適切な指導助言をしっかりと行っていくこと」の後に「これらのことを適宜公表すること」をそんな一行を最後に入れますか？いつ、なんていうとまた大変だろうから、適宜という言葉でいいと思うんだけど。

長谷川委員：前回、私の方でこの運営協議会という組織が、この運営上キーになっている組織になっていると思ったものですから、その意味でこういうふうな別紙を作られたらいかがですかというご提案をさせていただきました。

この別紙については、その具体的な取り組みがこの別紙の1番以外にもございますというお話でもございましたので、追記していただきながらまとめていただければいいんじゃないかと思うんですけど。ただ、例えばワークショップというふうなものを実際に行っていた時にですね、島守という、私が想像するに、結構、高齢化社会とかですね、元々地域のコミュニティに対しては、それなりのものをお持ちになって活動してこられた地域だというふうに推測するものですが、そういうものとこの協議会がやってきた活動とはまた別の活動があるのではないかと推測するんです。つまり、この協議会はあくまでも代表者の集まりで、それが学識経験者も含めてそういう活動をされたということであり、地域のコミュニティの既存の活動がそういう役割を具体的に果たしていくことになっているようにも思うんです。

そういう部分は、またこの具体的な取り組みの中でご紹介いただければ、レポートとしてその後の、次のこういうふうな活動に役立つものになっていくのではないかと思いますけども。

小林委員長：この委員会意見の一覧表の中の委員会意見の最後のところに、「今後も適宜、上記指摘のようなことについて公表されたし」というふうな文言を入れることにしましょう。

それで、多分、チェックしますよという本委員会のスタンスは見えてくると思うので、そういう文言を入れるということでもいいですか。

それでは、1番、担当課の方、よろしくをお願いしますね。

《海岸環境整備事業 / 三沢漁港海岸》

小林委員長：それでは2番目。先ほど失礼しました。私、間違えまして、2番の方を先にどんどん喋っちゃいましたが、2番は調書の中身もまだ全然聞いていなかったの、ちょっと時間オーバーしていますから、よろしくどうぞお願いします。

漁港漁場整備課：それでは説明させていただきます。漁港漁場整備課です。三沢漁港海岸環境整備事業の説明です。

1番、事業概要といたしまして、事業種別は海岸環境整備事業、事業名も海岸環境整

備事業、箇所名は三沢漁港海岸、市町村名は三沢市、事業主体は青森県、管理主体も同じく青森県。

事業方法は国庫補助で、財源負担区分としては国が3分の1、県が3分の2となっております。

事業の背景、必要性ですが、当地区は海洋性レクリエーションに対するニーズの高まりと近隣市町村に海水浴場が整備されていないということ。こういう事情から、地域の事情から対応して整備したものであり、国土保全との調和を図り、地域住民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境整備を行い、併せて快適な海岸利用の向上及び背後地の生活環境の保護に資するものであります。

主な事業内容及び事業量は護岸、階段式護岸です。これが370m、突堤が615m、トイレ・シャワー棟1棟、駐車場355台、パーゴラ、これは日陰棚ですが4基、緑地広場44,800㎡ほかとなっております。

想定した事業効果の金銭価値化が可能な効果は海岸利用の向上効果、その他の効果は漁村地域の活力の向上効果としております。

事業の実施経過は、事業着手が平成3年度、用地着手はありませんで、工事着手は平成3年度、事業完了は平成17年度となっております。

公共事業評価の実施時期ですが、当初計画として平成3年度から平成16年度の事業期間で46億1,900万円、再評価時これは平成13年度でございますが、同じく平成3年度から平成16年度、事業費も同じく46億1,900万円、事後評価時、今年度ですが、平成3年度から平成17年度の事業期間で49億6,300万円、計画変更の実施時期ですが、計画変更は行っておりません。

特記事項は、平成13年度の再評価時において継続とされ、附帯意見は以下のとおりとなっております。

「シミュレーションでは、突堤等の整備により20年程度は砂が流入しても維持できる見込みであり、当該事業は港としての利用ではなく、海水浴場としての整備であり、港の中ほどの緊迫性はないとのことであるが、三沢漁港を砂浜に造ったことにより、南北30kmの海岸のバランスが崩れており、漁港区域の外で侵食対策が必要となっていることを念頭において事業を進めるべきである」となっております。

事業完了後の状況、次のページですが、社会経済情勢変化は、1番として当事業で整備した海水浴場は、平成12年に三沢市民からの公募により、「三沢ビードルビーチ」と命名されており、同年からの一部暫定供用開始以来、地域住民に親しまれております。2番としては、平成22年度で第27回を数えるみさわ港まつりは、毎年8月末に三沢漁港で開催され、約7万人の観光客が訪れております。3番としては、三沢市では平成8年2月に三沢アイスアリーナ、同年12月に三沢市屋内温水プール、平成15年8月には、県立三沢航空科学館などの施設が新たにオープンし、地域住民にとってレジャーの選択肢が広がっております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化でございますが、1番としては、当初計画時は費用対効果分析は行っておりません。2番としては、平成13年再評価時は仮想市場法により海岸利用、海岸環境保全便益を算定しております。評価基準年度は平成12年度でした。3番としては、今回の費用対効果分析の算定は仮想市場法により海岸環境保全便益を算定したほか、現地での聞き取り調査をもとに、旅行費用法により海岸利益便益を併せて算定したものとなっております、評価基準年度は平成22年度です。

事業効果の発現状況ですが、金銭価値化が可能な効果として、海岸利用の効果向上を挙げております。年間海水浴利用者ですが、平成16年6月にトイレ・シャワー棟が完成したことにより、海水浴場として本格的に供用が開始されております。

右のグラフのとおり、平成16年から平成22年までの海水浴シーズンの利用者数は、最大が平成16年の48,607人、最少は平成21年の10,740人、平均としましては27,000人となっております。

想定される便益としては、費用対効果分析にあたって次の便益を算定しております。海岸環境保全便益、これは仮想市場法では三沢ビートルビーチの維持に対する支払い意志額をアンケート調査した結果、右の表のとおりですが、その額は一世帯あたり1,038円でした。支払い意志額を距離圏別にみますと、10km以内圏域の方が10kmから30km圏域よりも138円高い結果となっております。年齢別では50代が最も高い1,128円でした。また、40代から70代までのすべてが1,000円以上を提示し、20代から30代のほぼ2倍の額となっております。

海岸利用便益、旅行費用法は現地で4日間、これは7月31日、8月1日、7日、8日の土日を利用して実施しました。347人に聞き取り調査を行い、平均旅行費用を算定した結果、1人あたりの平均費用は2,941円でした。県内からの来訪者の割合が94%を占め、三沢市内からは48%でした。

次はアンケート調査に入ります前に、アンケートの対象といたしましては、三沢ビートルビーチから約10km圏内の三沢市、おいらせ町、東北町と、10kmから30km圏、これは八戸市、十和田市、七戸町、野辺地町、五戸町、南部町、六ヶ所村の一般住民にアンケート調査をしております。

アンケートの対象1,200名、これは10km圏内で600世帯。10kmから30km圏で600世帯を電話帳から無作為に抽出し、郵送により配布しております。

回収方法としては、返信用封筒を同封して返送してもらっております。回収率は1,200部に対し314部で、26.2%となっております。

また、本文の方に入らせていただきます。

アンケート結果でございますが、問11に必要度というのがありまして、このアンケート結果では、下の左の表のとおり、約48%の方が「必要」「おおむね必要」と回答しております。

その理由としては、「海水浴場として市民の憩いの場になる」「以前は遊泳禁止の浜だ

ったが、有効活用されている」との意見がありました。

また、問 12 の達成度のアンケート結果では、右の表になりますが、回答者の半数以上の約 60%の方が「達成された」「おおむね達成された」と回答しております。

その理由としては、「海水浴禁止区域での死亡事故が減った」「近くの海では泳げないため、完成して安心して泳げるようになった」との意見がありました。

その他の効果では、漁村地域の活力の向上効果を挙げておりまして、三沢ビートルビーチは、みさわ港まつりでの花火大会の観覧場所として利用されているほか、バーベキューをして楽しむ家族連れなど多く見られ、地域の憩いの場として活用されております。

問 15 にその他の効果に関するアンケートで、地域の活性化など良い影響があったかを尋ねた結果、表のとおり 30%の方が「良い影響があった」と回答しております。

その理由としては、「事故防止、安全になった」「遊び場、楽しめる場所が増えた」「各種イベントに利用されている」との意見がありました。

参考としての費用便益比は、平成 13 年度の 1.24 が平成 22 年度は 1.14 となっております。

次のページをお願いします。

事業により整備された施設の管理状況ですが、青森県と三沢市の間で整備された海岸環境施設の維持管理協定を締結し、三沢市が海水浴場開場期間の清掃や監視などの管理を行っております。

また、施設の補修については、軽微なものを三沢市が行い、規模の大きなものを青森県が行っております。

問 10 の管理状況に関するアンケート結果では、表のとおり約 75%の方が「適切」「おおむね適切」と回答しております。

個別アンケート結果、2 枚目になりますが、1 番下の方に円グラフがついておりますが、「きれい」「よく管理されている」、「清掃」となっているのはミスプリントでございます。「よく管理されている」との意見があった反面、「年間を通じて管理しているとは言えない」という意見もありました。

事業実施による状況の変化でございますが、環境影響への配慮の効果発現状況、特に配慮内容がある場合では、問 13 の環境変化に関するアンケートでは、この表にあるとおり、漁港の北側の海岸線について尋ねた結果、「分からない」の回答が 44.8%と最も多く、次いで「砂浜が少なくなった」と回答した方が 23.6%でした。

また、漁港の南側では、「分からない」の回答が 42.9%と最も多く、次いで「特に変わらない」と回答した方が 17.2%となっております。

同じく問 13 の環境変化の三沢漁港周辺の環境に関するアンケート結果では、約 42%の方が「良くなった」「やや良くなった」と回答しております。

その他の環境変化はありません。

次にまとめといたしまして、改善措置の必要性ですが、問 6 の認知度に関するアンケ

ート結果では、下の表のとおり、回答者の 35.4%が三沢ビードルビーチを知らず、また 23.6%の方が知っていても訪問経験がないと答えております。

また、問 14 の改善点に関するアンケート結果では、18.2%の方が「改善点がある」と回答し、「改善点はない」の 15.3%を上回っております。

改善点がある理由としては、「もっと広報活動が必要」「イベント等で集客」との意見が多く、問 18 の三沢ビードルビーチに関する意見・要望でも同様の意見が多くありました。

三沢ビードルビーチを知っている人は、繰り返し利用する傾向はあるものの、アンケート結果から認知度や利便性の向上をさらに図るため、三沢市と連携を取りながら、広く県民への情報提供や案内表示の充実などを図っていく必要があると考えております。

再度の事後評価の必要性でございますが、改善措置については、今後、対策を実施し、経過を確認していく必要はあるものの、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点でございますが、同種事業の計画・調査のあり方としては、計画策定にあたっては、事業実施が周辺環境へ与える影響を十分に把握し、それを反映させた計画を策定する必要があり、また、海水浴の利用も含め、様々な利用法等を検討し、海岸環境施設の利用向上を図る必要があると考えております。

事業評価手法の見直しに関しましては、旅行費用算出のための現地聞き取り調査は、調査時期や調査時の天候によって利用者の人数、旅行目的等に差が生じるため、調査日程等は適切に設定する必要があると感じております。

同種事業の内容・手法のあり方としては、施設の整備に長い時間を要することから、整備中においても、地域住民に対し事業内容や完成後の姿を積極的に PR し、事業に対する理解を深めてもらう必要があります。

また、施設供用後においては、認知度向上や有効活用に向けた PR 活動のほか、地域で開催されるイベント等の連携も必要であると思われれます。

特記事項でございますが、侵食傾向にあった漁港北側の海岸では、現在も侵食対策が進められており、この結果、汀線は安定してきていると判断しております。

なお、本事業評価調書の次のアンケート結果、状況写真、費用対効果分析説明資料及び平成 13 年度の再評価調書を添付しております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきたいと思います。

小林委員長：ありがとうございました。46 億円の公共事業ですね。

どうぞ、ご質問。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：資料の 2 ページの海岸利用の向上効果というところですが、そこにグラフがありますけども、平成 16 年から少しずつ利用者が減ってきているようになっていますが、今年は利用者が多いということですが、この背景にどんな理由があるのかお話を

だけですでしょうか。

漁港漁場整備課：特に平成 21 年は冷夏といたしますか、海水温も低かった。それから、波の高い日が多かったというようなことで極端に下がっております。

藤田委員：最後の特記事項のところ、「漁港北側の海岸では、現在も侵食対策が進められており」というところがあるんですが、侵食の原因といたしますか、何が原因で侵食がされているのか分かったら教えていただきたいんですが。

漁港漁場整備課：侵食については、昭和 46 年にこの三沢ビートルビーチの北側に三沢漁港を造りました。この漁港を造ったことによる影響があったのではないかとは思っております。

小林委員長：これ、藤田委員ね、写真がよく分かるんですよ。8 ページに空中写真が出ているでしょう。これは、左側が北側になるんですけど、右側が八戸の方向に向かうんだけど、左側の方、いわゆる北側ですが、ここがこの三沢漁港を造って防波堤を外に串のように出したことによって侵食が出ているんじゃないかと。あそこの三沢海岸の砂浜をずっと外側に串状に堤防を入れながら、これはまた別の事業でやっていたんですよ。県土整備部の事業でやっていたんだっけ？その事業でやっていたんですよ。今日、東委員がないんですけど、彼はこれの専門でかなり強くこういう心配があるというのを、太平洋側の三沢とそれから日本海側の鯨ヶ沢だったかな、ずっと堤防を外に出して行って、海岸が侵食されるという、そういう議論をしている中の 1 つの話で、ここはかなり地域にとっては、地域というか、漁業にとっては、って言ったらいいのかな、問題じゃないかという話が出ていました。

どうぞ、松富委員。

松富委員：今日の説明を聞いて思ったのは、先ほどの藤田委員のところ少し引っ掛かりまして、これは漸近するような感じがします。この施設の B / C を何十年先まで考えているのかというと、多分、50 年とかそういうレベルだと思いますけども、前回の再評価時の附帯意見では 20 年で砂が埋まってしまうということなので、そうしますと、何といたしますか、20 年しか使えないのかと。そうすると、今後、事後評価する必要はないとか何とか、とういうふうな文言がございましたが、本当にそれでよろしいんでしょうかということ。それが 1 つ。

もう 1 つは、やはり特記事項のところなんですけど、確かここの海岸は、あれですか、北側の方は今、ヘッドランドか何か造って、一生懸命守っている状況ですよ。そして、漁港の北側だけを見てはいけなくて、多分、ヘッドランドの 1 番北側というか、そのあたりに段々段々影響が出ていくと思うんですよ。ですから、こういう記述で良いのかなという気はしています。

小林委員長：そのへんは、それこそあれなんですよ。事業の内容が違うんだけど、実は県土整備部の方でやっているヘッドランド、あれの事業とこっちの農林水産部の方の事業との連携というか、打ち合わせはどうなっているんですか？

漁港漁場整備課：漁港漁場整備課長でございます。ただ今の質問の2点についてお答えしたいと思います。

まず、砂で埋まる、ということでございます。確かに、この表現といたしましては、20年ということにしておりますが、それらについては日常の毎年行っております我々の管理の中で、例えば、砂を除去していく、という手法をとっておりますので、そういった対策をもって今後とも良好な状況を継続していきたいと考えております。

2点目の侵食対策でございます。

確かに、委員長がおっしゃるように三沢海岸におきましては、砂場の海岸でございます。おおよそ15kmほどの延長がございます。その中で、海岸管理者でございます県土整備部の方で海岸侵食対策事業としてヘッドランド、いわゆる突堤を13基造るということで、鋭意事業を進めさせていただいているところでございます。

その結果につきましては、1番最後の特記事項のところで、「汀線は安定してきている」というふうな一言で止めさせていただいておりますが、このヘッドランドの事業計画の進め方につきましては、八戸工業大学の協力を得ながら事業を進めているとともに、これまでの状況を調査・解析しながら、逐次、それを事業に反映させているところでございますので、その結果、平成21年度の報告によりますと、いずれにしましても、この効果が現れてきており、安定しているという状況が見られるという報告になっておりますので、そのようにさせていただきました。

また、南側につきましては、既にヘッドランド3基を造成し、完成しております。その結果はこれについても安定になりつつあるということで報告をいただいているところでございます。今後、我々漁港漁場整備課としましても、県土整備部とも連携をとりながら、これらについても注視しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

小林委員長：連携しているということですね。

この今の、やっぱり誰が見てもだと思っただけ、海水浴客がガガッと平成21年まで下がったと。それで今年の夏は暖かかったんですか？今年のアバウト3万人と。要するに言いたいのは、気温の問題だけですか？ほかの要因は考えないんですか？ということを確認したいんですが。

漁港漁場整備課：私共の分析では、やはり今年のスーパー猛暑の影響が大きいのではないかとこのように考えております。

小林委員長：その平成21年まで、これは平成16年にあそこのトイレ、シャワーができて、一応、海水浴場となったから47,000人ぐらい入って、あとダダッと去年は1万人。これは全部天気の影響ですか？

漁港漁場整備課：すべてが天気の影響と言われると、私共もちょっと考えるところがございまして、いずれにしましても、改善措置の必要のところでも述べさせていただきましたが、認知度、あるいはそういった改善点について十分把握しながら対策を今後講じ

ていく必要があるという認識では一致してございます。

小林委員長：はい、どうぞ、ほかにご意見。中山委員、どうぞ。

中山委員：先ほどから出ていますように、海水浴利用者がドドッと下がっているのは気になっていたんですが、今年のこの猛暑で、それでも平成16年、平成17年、平成18年よりも少ないというのは、普通は今年のこの猛暑だったら、本当はもっともっと平成16年ぐらいの、オープン時ぐらい利用者が増えても、逆にいいのかなって思ったりもしたんですが。

それでも、1番最初の大体半分ぐらいの方しか利用しなかったというのは、ちょっと少ないのではないかと思いました。

あと質問ですが、事後評価アンケート結果の7ページのところですが、再訪意志がある方が98%あって、また来たいという方が多いというのは凄く良いのかなと思ったんですが、滞在日数が日帰りの方、あとは1泊、2泊、3泊の方っていらっしゃるんですが、ここに特に宿泊施設というのは、特に設けてはないんですよね？

漁港漁場整備課：この施設ではありません。

中山委員：じゃこれは、その周辺にお泊まりになって、ここで利用したという方でよろしいんですね。

でも、また来たいという方が多いというのは、良いのかなとは思ったんですけども、ただ、今年暑いのにそんなに多い利用者じゃないというのは、やっぱり違うところにも原因があるんじゃないかというのを考えてみた方がいいのかなと思います。

小林委員長：ほかにかがですか。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：これはもう分かりきっていることだと思うんですが、ビーチというと、どうしても青森県での利用の期間というのは非常に限定されたものになっていて、それを今後、様々な利用方法を検討するということをどうやって通年型、通年とはなかなか難しいんでしょうけども、それにしても、こういうふうな施設が適正に利用されるには、寒いから誰も利用しなかったというふうなことがないような施設になっていかなきゃいけないように思うんですけども。そのへんは、具体的にどうやって取り組んでいかれるんでしょうか？

漁港漁場整備課：三沢市と連携をとりまして、平面図の後ろの部分に白地がございしますが、そこは三沢市でこれからゲートボール場とか、いろんな施設を配置するということにしておりますので、それらと併せながらまたやっていきたいと思っています。

また、三沢漁港の中では、3月の冬場でございますが、ホッキガイ祭りをやりまして、2万人近くの人も来ていると。その人達が、また公園を散策していくということも考えられておりますので、そういうことも併せてPRしていきたいと思っております。

(3) 事後評価に関する意見書の取りまとめについて

小林委員長：ついでに言って言ったらなんですが、本当は次の議題ということになるんだ

けども、まさに、この三沢漁港海岸の委員会意見をどう書きましょうかと。この知事への意見書の一覧表があるじゃないですか、今日初めて説明聞いたんだから、今は空欄になっているでしょう。そこに委員会意見というところを書かなくちゃならないんだけど。

例えば4番のところに道路事業で「県の評価結果については異論がない」と書いて、これもまた怒られそうだけど、こんなふうにも何も書かないとこんな文言ぐらいになっちゃうんだけど。どうぞ意見。

長谷川委員：例えば、シーズンだけのグラフをお示しになっているということが少し課題のようにも感じるんですけど。つまり、利用するのはこの海水浴というのが非常に大きな目的だということは理解するんですが、冬場とかにそういう催し物やっぺらっぺらするのであれば、そういうものも総じてどんなふうな利用状況になっているかという評価も併せてやっていかれることを期待したいと思いますし、1番最初のところに事業の背景・必要性という中で、この海岸関係の整備を行いという作業が終わったとすれば、快適な海岸利用の向上、背後地の生活環境の保護というテーマが引き続きあるわけですから、市がやろうとするものと連携しながら、引き続き適正な利用を進めていただくことを書かれた方がよろしいように思います。

松富委員：一委員の意見として聞いていただければよろしいんですけども、平成13年度の時に附帯意見が付いたと、その時には事業継続中だったので、いわゆる漁港区域外での侵食対策を考慮しながら進めてくださいという文言になっておりますけれども、私は今の段階では、工事が終わってもやはりここの事業とこの三沢漁港、両方、やっぱり侵食に関係していると思うんですね。

言いたいのは、同じような状況にまだあるということを知りたい。あまり強くは言えないんですけど、何と申しますか、今後のアフターケアというか、砂がどう付いているかという追跡調査をやられた方がいいのではないかなと思っております。

それっていうのは、北側のヘッドランドにも繋がっていきますので、そういうふうなことをやられたらどうかなと。逆に言えば、委員会でひょっとしたらそのあたりの文言を入れてもいいのかなという気はしております。

以上です。

岡田委員：私はこの種の事業については、本当に必要性があったんだろうか、地域の人々が強くそれを求めたのか、そこがやっぱり利用に反映すると思っていますし、同種の事業に対して、今後、何がしかの示唆するところをきちんと伝えていけるとすればそこだなと、こういうふうな思っております。

それでなんですけど、この調書を今後に向けた留意点のところ書かれていることは、この事業をどう利用してもらうかということが中心ですよ。それはそれで1つ結構です。しかし、この種の事業、同種の事業を今後どういうふうな採択をするのかという、そういうところにもやはり留意点、今後に向けた留意点の中ではきちんと本来書き込むべきだと思っています。

特に気になるのは、1番最後の同種の事業の手法等のあり方のところで、2行目頭のところから、「事業に対する理解を深めてもらう必要がある」と、これはやっぱり、地元から要請があった、地元が必要度が非常に高く、だからやったんだということではなくて、「深めてもらう」の「もらう」と。これはこの姿勢を実はよく示しているなと思って私は読みます。

具体的なアンケートのところで、アンケートの3ページを見ていただきますと、問11というのがあって、必要度がここで出てきます。「必要」「おおむね必要」というのが頑張って5割近いんですけども、「必要がない」というのも依然として大きい。無回答を含めると5割を超えるんですね。そして、この問11というのは、どういう人が回答をしたかということ、これはここを利用した人です。利用した人が回答したにも関わらず、必要性についてはこういう状況です。

それでは利用しなかった人は、どういうふうに答えているかということ、次のページの問17なんですよね。ここは、善意に解釈したんだと思いますが、行ってみたい理由の1番目は「整備状況を実際に見てみたい」と、こういうことを言っているだけですよね。これは行っていない人が、どんなことをやったんだろうみたいな、ただ単に非常に突き放した回答だってこの中には含まれているんですね。

本来、必要であったかどうか、地元に必要な性に対する物凄いポテンシャルがあって、それに行政はこういうふうに応えんだという、そういうことがない限り、この種の事業は私は、はっきり言うと抑制的であるべきだという気がいたします。そのことを少しこの委員会のコメントとして付けてみてはいかかがかと提案をいたします。

小林委員長：どうぞ、ほかに意見。どうして今、私が笑ったかということ、まさに今のテレビで毎日中継されている事業仕分けの数字ですよ、これは。

これは事業着手が20年前、平成3年ですから。その当時はとにかくこっちから、こっちからって私じゃないですよ、県から仕掛けてこういう仕事をやらせる、あるいは、首長さんが欲しくてやらせるということで、住民の存在なんか二の次、三の次という事業が多々あった。その1つの典型ですよ。それをこの現政権の中でというか、これだけ緊縮の、世界一の超借金国の日本の中で、やっぱり私達委員会の任務として次の世代に、もうこういうことについては、こういう公共事業については、本質的に生命・財産の維持というか、そういうことでもってやっていくということを優先順位にするということも必要なんだみたいな、そういうことをおそらく担当課は書けないですよ。20年前に、もう皆さん定年で、ある方は亡くなった方もおられるような人達がやった仕事ですから。

それを私達の第三者委員会として、記録としてファイルに残しておいた方がいいのではないかという筋の流れで、これ、再評価だけじゃなくて、公共事業の評価委員会の役割として、そういう意見をこの県のファイル、資料集の中に入れておいた方がいいのではないかという、かなり根源的な提案が岡田委員からなされているんだけど、どうしますかね。公共事業のあり方、そのものなだけだね。

もっと言うのであれば、これが何で農林水産部なの？三沢の漁港で漁業のためのうんぬんという、もし、地域住民のそういうレクリエーションの場とか何とかということであれば。農道の話と同じですよ、国道整備じゃなかったの？というところまでいくと、何か青森県事業仕分け委員会になってくるんだけど、どうでしょう。

いずれにしても、このところに何か書かなくちゃいけないですね。これだけ時間を費やして議論しているわけですから。そういう本質的なことも入れるような文言を作りますでしょうか？

これは再評価委員会の規定とはちょっと違うんですよ。事後評価は何のためにするかという、それに合致する話なんです。だから、当然、今言いましたように、例えば、同種事業の計画調査の立案の段階のあり方とか、それから同種事業の内容・手法等のあり方という項目があるでしょう。この項目に対する意見という形で書くとすれば、これはこれで、ここにあてはめて書けばいい話ですけど。それはだけど、岡田委員ね、田園空間もそうなんだよね。皆そうなんです。

松富委員：この今後に向けた留意点というところで、「同種事業の・・・」という言い方をされてますんで、事業をやった場合にどうかという文書になっているように理解すると思うんですね。ですから、この項目を守るかどうか、その項目ですと、もし事業をやるとしたらどういうふうなことを考えなきゃいけないかという、ですから、私はもしあるとしたらどうするかというふうに見たわけですけど。

小林委員長：だから、例えば3番目の中泊の地すべりなんていうのとまた意味が全然違う公共事業なんですよ。生命財産を最優先に守るためにというふうな話と、それから4番目は道路事業ですよ。1番と2番はどちらかという、そういう、今、私達が議論しているような、そういう類の問題が内在しているので、どうしましょかね。どうぞ、木立委員。

木立委員：必要としない人が多いということの見方なんですけども、やっぱり、海岸ですから、主に若い人が行くわけですね。そういった意味からすれば、広い年齢を調査対象とすると、「あまり必要でない」という答えが当然含まれるのではないかと思います。ですから、必要としない人が含まれるから事業まで不要というのはどうか。三沢の人口規模から考えた時に、この利用数というのはそれほど少くはないと思います。

そうした問題全般に関わるんですが、総便益は1人当たり便益に人数をかけ算しますから、人数が少ないと都会で造る場合に比べると著しく総便益が小さくなるんですね。しかし、少ないとはいえ利用者がいる事業を行わないと人口が流出するとか、他の問題も生じるので、総便益があまり高くない事業を行う場合もあるわけですけども、この事業の場合は、利用状況から見てそれなりの価値を持っているのではないかと思います。

それで関連する質問があります。海岸利用便益ということで旅行費用法とCVMと両方計算しているんですけども、旅行費用法の方は、海岸にお金を掛けて行くだけの価値があるかということで計算していると思います。他方で、CVMの方がこのビーチが存

在するということに関しての評価というのは、なかなか理解がしづらいところがあって、ここに行くからこそ、これがあってほしいと回答しているように思うんですね。

そこで、CVMで聞いている意味が旅行費用法と重複しないのかという質問が1点です。

それに関連して、先ほどの何か附帯意見というか、文言をどう加えるかということに関して言いますと、このビーチが存在することによる景観の問題であるとか、海水浴以外の利用方法というものを、CVMで計測しているはずなので、他の側面をこれからどんどん活発にしてほしいとか、そういった言葉にも繋がっていくことなのかなという提案、それがもう1点です。

以上です。

小林委員長：最後の委員会意見の1つの提案が出ましたけど、その前に旅行費用法とCVMの11ページの費用対効果の話で矛盾しないかというご指摘、いかがですか。

漁港漁場整備課：重複はしていないとしております。

小林委員長：だから、あなたがそう言ったってしょうがないんだ。今、専門家として、算定の中で重複するような形で出ませんかと聞かれているんだから、これこれこういうことでと答えないと。していないって言われても困るんですよ。

漁港漁場整備課：海水浴場の状態を維持するために負担金が必要になった場合は、幾らですか？ということと、一方は行く場合に幾らお金を使って行きますか？ということですので、旅行費用と維持費とは別と考えております。

小林委員長：CVMって違うんだよね、言っていることと。

木立委員：海水浴をやらないのに何のためにするのかということが、分析結果の提示の仕方としてあるべきなんじゃないかなと。

小林委員長：今、学術的な問題での誤りが指摘されているのは、おそらく担当者はピンときていないと思うので、ちょっと時間がないから後で専門家にどういうふうにまとめればいいのかということ、それは後で聞いてください。これは科学的な話ですから、「重複していません」なんて言われても答案用紙だったら罰点だよ。不合格です。全然、この話題に馴染まないから。その間違いを指摘されているんですから。

それよりも、私共としては、今、木立委員のおっしゃったように、もっと広範囲な多目的な利用を促すような、せっかく20年間もかけて、49億円もかけてやったんだから、もっと多様な、様々な利用を地元で促すようなことをやってくれというふうな附帯意見はいかがですかというご提案。

藤田委員：「今後に向けた留意点」というところにもう書いてありますよね。そこに入っていると私は読みましたが。

小林委員長：「様々な利用方法等を検討し、海岸環境施設の利用向上を図る必要がある」と、なるほどね。そうですね。どうしましょう、附帯意見。

藤田委員：私は4番と同じ書き方でいいと思う。

小林委員長：そうでございますか。「県の評価結果については異論がない」と、なるほど。

岡田委員はこの書き方では不満なんでしょう？

岡田委員：率直な話、大変問題だと思います。利用されないものに何年も掛かるということは、その間の仕事のエフォートがそこに全部つぎ込まれるんですよね。そのほかの仕事ができるかもしれません、必要な仕事。そういうことを含めたら、必要性のないものはできるだけやっぱり抑制的であるべきだというのはこれは普通の感覚ですね。その上で、できるだけ無駄を省くし、効率性良くというのも当たり前時代になっていますよね。経済がエキスパンするうちはいいですよ。そうじゃないんですから。デフレ傾向というのは、まだ続くというふうに、これはどなたが、どの学者が見たってそういう方向性を指摘するわけで。

だから今後に向けて、この委員会が何を同種の事業に対してきちんと提案するのかということが大事であって、その事業だけに閉じ込めるということであれば、あまり委員会として事後評価の意味がないと思いますね。

藤田委員：私がいいのではないかと言ったのは、ここには書いていないんですが、多分、行政の立場で、ここに海水浴場が必要だったというのがあったんだろうと思うんですよね、三沢の方に。今でもそうだと思いますが、この位置に海水浴場を必要とする理由があって、それが全然書いていないので分からないんですが。

その中で三沢の人の半分でも、海水浴場によってレクリエーションができた、海水浴をするというレクリエーションができたというのが写真なんかを見ていると分かりますので、そういったことから、やはり住民の意見だけで必要かどうかというのではなくて、少しでも住民の人で満足している人があって、そのメニューを整えたいという行政判断、ここに全然書いてないんですが、そのへんを全部想像して言っているんですが、そういうことから、いいのかなというふうに思ったんですが。

武山委員：何か今の意見というか、この個別というのとプラス全体というか、むしろ全体に関わってくるのかなという気がします。この20年ということと言うと、社会の状況も変わっているし、ニーズも変わってきてスピードという話が出ていましたが、多分、そのへんで行政が上手く対応できてこなかったせいで、そういう反省はあるのかなと思います。

どうですかね。上の1番にも同様のことが言えるかと思しますので、この2番の場所に個別に書き込めるかなという、そういう、どんな文言で書き込むべきかというところが少し難しい感じですね。

小林委員長：どうして委員長の職責として頭を抱えているかという、1番と2番が同種、陸と海の違いはあるものですよ、そういう公共事業なんですよ。それに対する意見、知事への意見が1番はこんなにかなり詳しく書いていて、2番のところは「異論がない」という一行で、それでいいのかなという、そこをちょっと考えているんですよ。

もしあれだったならば、同種の事業のさっき松富委員からもあったように、同種事業

という、同種の扱いについて、この手のこういうふうな環境整備というか、地域サービスの中でも生命、財産に直結するものでないような、そういう地域サービスのようなことについての採択、公共事業としての採択については、やっぱり、今日の日本の社会経済の状況を鑑みながらということ全部トータルして、表の外に全般的事項に係る委員会意見という欄があるでしょう。そこのところに書いたらどうかなということもちょっと今、思ったりしたんですけどね。

いずれにしても、そういうことをちょっと、またこれもここで拙速をしないで、ちょっと考えさせる時間をもらって、ちょっと案を作って、それこそまたメールでパッと流して、添削してもらおうというふうに今日は締めたいなと。この場でちょっと、こういうふうに意見書をしましようという結論で何か書く。でも、藤田委員は、4番と同じように「異論がない」という一行でいいんじゃないかというのは、少数意見とみていいですか？藤田意見だけだとみて。

だとすれば、ちょっと2番の右側ところにどういうことを書くか。それと、大きな2番、1番下に全般的事項に係る委員会意見というところには、どんな文章を書くかというのは、ちょっと時間をいただけますか。それで、それを書いてまた見てもらいたいと思いますけど、そんなことでいいですか。

長谷川委員：今、必要性の話がさっきから出ていましたけども、3ページの問11の必要度について、これは「必要」と「おおむね必要」というのが必要と一般的にお答えしている方だというふうに理解するのが普通、一般的だと私自身は思うんですが、そこは47%ですよ。それに対して、「あまり必要ではない」「必要でない」と言っている方々はあわせて5%、そういう見方が、必要ということのこのグラフの評価としては適切だと私は思うんですけども、それでよろしいですよ。つまり、行った方は必要だと大方の人達が言っていますよという、そういう結果だと受け止めて妥当なのではないかと思えますけども。

岡田委員：それでも結構なんですけど、行ったことのある人が「必要ではない」ということを言っていることが大切なんです。

長谷川委員：だけど、それは少数だということは正しいですよ。

岡田委員：それを少数と見るかどうかですよ。17%、3%、2%ですよ。

長谷川委員：17%というのは、「どちらとも言えない」という方ですから。

岡田委員：それをどう評価するかはありますよね。

長谷川委員：それにしても、常識的に「必要」という言葉が入っているのは上の2つ。「必要ではない」という言葉が入っているのは下から、「あまり必要ではない」と「必要ではない」とするのが、それが妥当だと私は思いますが。

岡田委員：それを善意に解釈すればそうなんですけど、どちらとも言えないを半分ずつ取り入れるという必要性はあると思います。

長谷川委員：それは分かります。

松富委員：今の必要、必要ないという議論がよく分からないんですが、というのは、もう出来てしまったわけですね。とすると、必要だったから造ったというふうに解釈してあげるしかないし、確かに、本当は、本音はあるとは思いますが、ですから、そのあたりの議論がよく分からないということで、それをちょっと言いたかったということ。

私はやっぱり1つの事業に関して閉じこもっている意見を言っているわけですが、ただ先ほどから申し上げていますように問題がないわけではないと、いろいろほかのところに影響を及ぼしている。そういう意味では、私は、ちょっと一言言いたいという意味で、先ほどの意見を言わせていただきました。

小林委員長：分かりました。それでは、そういう形で原案を至急作ってみます。それではまた、やり取りをしてという、時間的には大丈夫だよね。間に合いますね。

(4) 平成23年度事後評価対象事業について

小林委員長：今日、最後に1つ。

それでは、資料16をご覧ください。これは、前回、私達が選んだわけです。来年度の事後評価です。来年度の事後評価ですから、完成したのが全部、平成18年度に完成したやつの中から一定のルールに基づいてこの5つを選びました。

特に、1番の農村整備の農地集積ほ場整備事業というものについては、この委員会で追加して入れたものですから、具体的に担当課の方に全体概要の確認をしたいなと申し上げていたので、そのへんの候補としての調書を後ろに付けていただいたので、ちょっと説明してもらえますか。

農村整備課：それでは資料16の2枚目の説明をしたいと思います。

整理番号はH23-1です。緊急農地集積ほ場整備事業についてご説明いたします。

箇所名は増館、青森市及び藤崎町に位置します。事業主体は青森県で、管理主体は浅瀬石川土地改良区です。

事業方法は国庫補助で負担区分は国50%、県37.5%、市町村10%、農家が2.5%です。

地区の背景・必要性ですが、本地区は旧浪岡町南部に位置する米とりんごの複合経営地帯です。

農家の高齢化や後継者不足が進行する中、ほ場整備の大区画化、用排水路などの再整備を通じて、担い手への農地集積による水田農業の省力化を図り、これにより生じた労働力をりんご栽培に充てることで、本地域における農業の収益性向上と経営の安定を図るものです。

主な事業内容は、受益面積が77haで、そのうち区画整理が72.9ha、暗渠排水が70.7haです。

想定した事業効果は主に4つほどあります。

まず、単収や面積の増加による農産物の量的増加効果、それから、営農体系の変化な

どによる営農経費の節減効果、また、施設の維持管理費の節減効果、さらに、事業前に旧施設が持っていた生産効果が継続して発現する効果です。

事業の実施経緯として、平成 11 年度に事業着手し、引き続き用地、工事に着手し、平成 18 年度に事業を完了しております。

事業期間と総事業費についてですが、当初計画時は事業期間が平成 11 年度から平成 16 年度で総事業費 15 億 800 万円。

平成 16 年度の再評価時には、事業完了が平成 17 年度で総事業費 14 億 2,700 万円。

最終実績としまして、事業完了が平成 18 年度で総事業費が 13 億 4,300 万円となっています。

特記事項として、採択後長期継続として平成 16 年度に再評価を実施しておりますが、その際には、特に附帯意見はなく評価結果は継続となっています。

以上です。

小林委員長：ありがとうございました。ということで、もう一度最初の一覧表に戻っていただきたいんですが、ただ今、追加説明をお願いした緊急農地集積ほ場整備事業、それから、2つ目がつがる市のため池当整備事業、3つ目がむつ市大畑の漁港海岸環境整備事業、4つ目が八戸市沼館の八戸港港湾環境整備整備事業の緑地整備、5つ目が弘前市の道路改築事業というふうに、来年度の事後評価については、以上5つをお願いしたいと思いますので、それぞれ担当課の方、よろしくご準備の方、お願いしたいと思います。

それでは、かなり重い宿題を私としてはいただきましたけども、会議体としてはよほどのこと、委員長のこの取りまとめは気に入らないからもう1回集まれ、と言われれば集まりますが、基本的には本日、これをもって今年度の再評価等委員会は閉めさせていただきます。

いろいろ重い宿題がありましたけども、本当にご協力ありがとうございました。

(5) その他

事務局：事務局でございます。

事務連絡でございますが、本日の配布資料及び議事録につきましては、事務局である企画政策部企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、佐々木企画政策部長からご挨拶を申し上げます。

3 あいさつ

佐々木部長：時間も過ぎてございますので、簡単に一言ご挨拶申し上げたいと思います。

これまで、本年度5回にわたります委員会の運営につきましては、小林委員長はじめ、委員の皆様のご理解、ご協力によりまして、熱心なご議論の中、審議を進めていただき

ましたことに改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

今後の事業の執行にあたりましては、皆様からいただいたご意見を十分に踏まえまして、適切かつ効率的な観点から対処してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、今後とも、ご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

4 閉 会

司会：それでは、これもちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。